栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業　仕様書

本仕様書は、栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

１　事業名

栗東市デマンド型乗合タクシー運行事業（以下「本事業」という。）

２　本事業の目的

葉山地域の住民等の移動手段を確保するとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に、コミュニティバス「葉山循環線」をデマンド型の乗合タクシーとして運行する。

３　本事業の概要

(1) 事業主体　栗東市（以下「発注者」という。）

(2) 運行事業者　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客事業者運送事業）について、同法第４条第１項の許可を受けている者。

(3) 委託期間　契約締結日から令和１０年３月３１日まで

(4) 事業内容

①運行業務

ア 運行期間　令和９年１０月１日から令和１０年３月３１日まで

イ 運行区域　別添１のとおり

ウ 運行方法　定時定路線運行（路線、ダイヤを予め定めての運行。ただし、予約状況によりショートカット運行を認める）、予約制

エ 運行日時　月曜日～金曜日（運休：土・日・祝休日・年末年始＜１２月２９日～１月３日＞）

オ 運行時間　・７時３０分～１９時００分

・利用者からの予約に応じて運行することとし、予約がない場合は運休するものとする。

カ 予約受付期間　原則、乗車３０分前までの電話予約とする。ただし、１運行に２台以上の車両が必要な場合は利用日の前日までを予約受付期間とする。

キ 予約受付時間　６時３０分～２１時３０分

ク 運行車両　車両は受注者が所有するタクシー車両とする。また、予約状況に応じて、車両を変更又は追加するなど臨機に対応する。

ケ 運行決定　受注者が予約状況をまとめ、運行する便を決定する。

コ 運行経路　発注者の指定する停留所から停留所までとする。停留所は、別添２のとおり。停留所であることがわかる表示は発注者が対応する。停留所の位置又は個数の変更が必要となる場合、市は関係機関と協議のうえ、これを決定する。

サ 利用料金　運賃については、一律２００円とする。また、障がい者、こども（小学生）は大人料金の半額、大人が同伴する幼児（１歳以上６歳未満）は２人まで無料、３人目からは

こども運賃が必要。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人は、手帳の提示により半額とする。

シ 任意保険加入　受注者が自賠責保険及び任意保険等に加入する。

ス 安全確保体制　受注者が車両点検、整備を適宜実施し、適正な維持管理に努め、運行に支障がないよう対応し、乗務員の勤務の管理、安全運行に関する乗務員の指導及び教育体制を徹底する。

セ 危機管理体制　受注者は、事故や災害等の緊急時の対応できる体制及び気象状況により運休する場合の体制を整え、運休の判断にあたっては、発注者と協議する。

ソ 運行の成立　１人以上の利用者を予約区間において乗車させ、利用料金の徴収を完了した時点で、運行が成立したものとする。なお、事前にキャンセルの連絡がなく、予約のあった停留所に車両が到着した時点でも、運行が成立したものとする。

タ その他　運行業務の内容について、発注者と受注者双方の協議により変更する場合がある。

②予約受付業務

ア　予約受付の際には、利用者から「氏名」、「連絡先」、「利用日」、「利用時間」、「乗り降りする停留所」、「車いすや手荷物等の大きさ」等を確認し記録するものとする。なお、予約受付に従事するオペレータに専属性は求めないものとする。

イ　予約状況確定後、必要に応じて、速やかに運行経路を作成し、円滑な運行を実施する。

ウ　予約状況等により、利用者の希望時間に利用していただけない場合は、乗車日時の変更を依頼するなど、利用者と調整する。

エ　予約の受付方法の改善について、電話予約以外の方法に係る提案が発注者または受注者からあった場合は、双方が協議のうえ、決定するものとする。

③報告業務

ア　受注者は、月毎の運行記録に関する報告書を作成し、発注者に提出する。報告内容は、②アの記録及び各記録に対するキャンセルの有無、日付、便毎の乗車人数、運行時間、乗降停留所、運行距離、利用料金等の記録及び、記録を集計しデータ化して報告する。

イ　事故発生時には、迅速かつ的確に対応し、発注者に速やかに報告するとともに報告書を提出する。

ウ　利用者からの問い合わせ、苦情等には誠実に対応し、苦情については発注者に報告書を提出する。

エ　その他、業務上必要な情報を共有する。

④利用促進、サービス向上の取組

受注者は、利用者ニーズの把握、運行実績の検証、分析結果等、今後の利用促進及びサービス向上に向けて発注者に情報を提供する。

⑤回数券販売業務

回数券は１００円券２２枚綴りで2,０００円（２００円割引)、５０円券２２枚綴りで1,０００円（１００円割引）として、車内、営業所で販売するものとする。回数券の販売金額は、収入として計上するものとする。販売した回数券数を集計し、毎月本市に報告するものとする。

４　補助金

受注者は【別紙】栗東市コミュニティバス等運行対策費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金の交付を受けるものとする。

５　注意事項

(1) 委託期間中に発生した本業務に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受注者が負うものとする。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）および別記「個人情報取扱特記事項」に従い、本業務にかかる個人情報を適切に取り扱うこと。また、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(3) 第三者に対し、運行事業の一部またはその全部の実施を委託してはならないものとする。

(4) 受注者は、本業務を円滑に遂行するため責任者を配置し、逐次、発注者と連絡調整を行うものとする。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度協議する。なお、軽微な内容については、協議の上、随時変更する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）を含む。）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、本件業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者等への監督及び教育）

第３条　受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第４条　受注者は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第５条　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第６条　受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために必要な範囲を超えて、受注者が本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件業務を効率的に処

理するため、受注者の管理下において使用する場合はこの限りでない。

（再委託の禁止等）

第９条　受注者は、本件業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、その取扱いを再委託先（再委託先が受注者の子会社である場合を含む。）に委託してはならない。なお，再委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

２　受注者は,前項の規定による承諾を受ける場合は、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

３　受注者は、発注者の承諾に基づき本件業務の全部又は一部を再委託先に委託する場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。

（資料等の返還等）

第１０条　受注者は、本件業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記載又は記録された資料等をこの契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（従事者等の明確化）

第１１条　受注者は、従事者等を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第１２条　受注者は、本件業務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（報告義務）

第１３条　受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第１４条　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

２　受注者は、本件業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を発注者に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（調査等）

第１５条　発注者は、受注者が本件業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

（指示）

第１６条　発注者は、受注者が本件業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第１７条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除をすることができる。

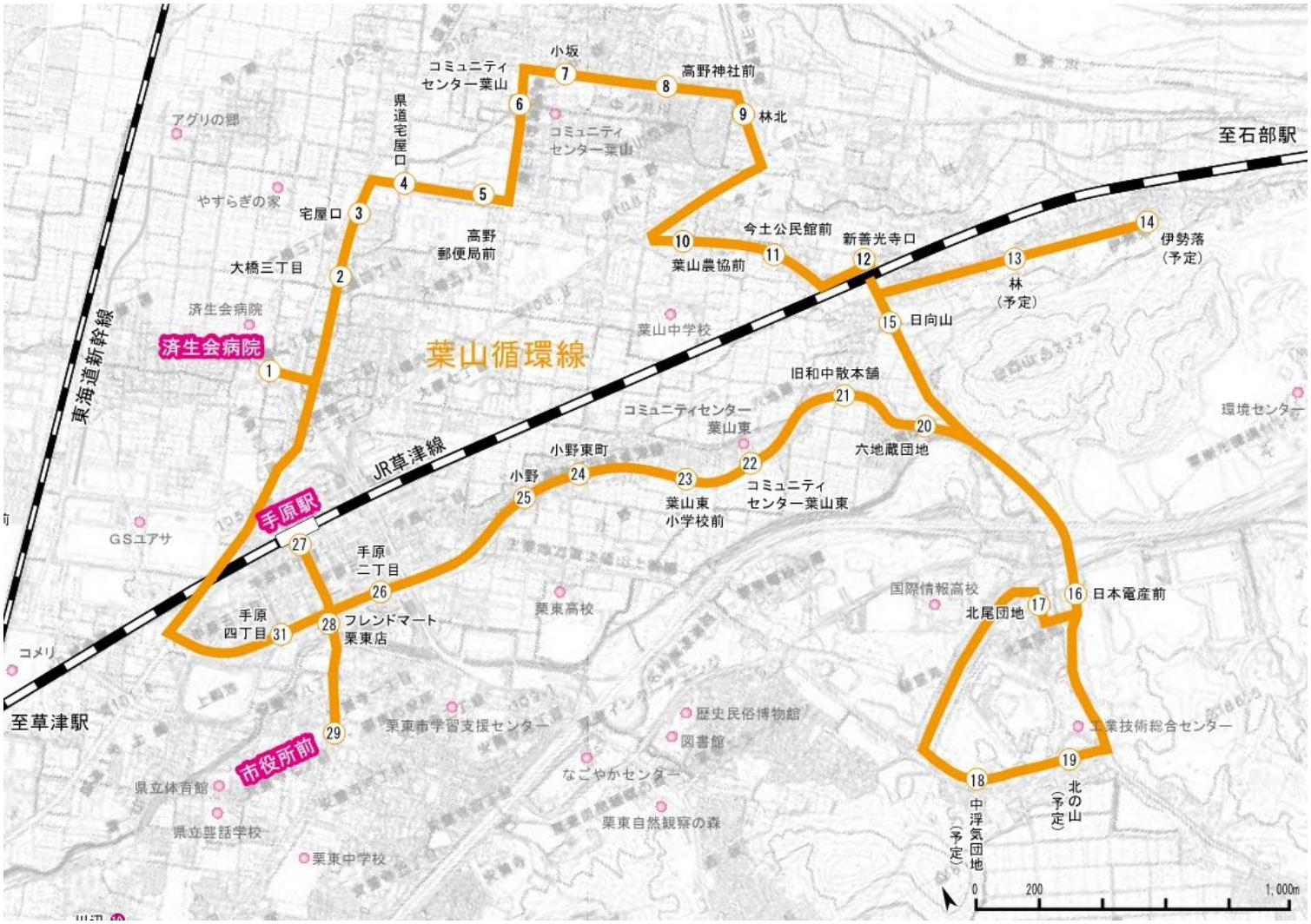
２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第１８条　受注者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の業務従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、本件業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

別添１

運行区域（案）



※現時点の案であり、事業者との協議を踏まえて変更する場合がある。

別添２

運行ダイヤ（案）

停留所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
①済生会病院	7:30	8:40	9:50	11:00	12:10	14:20	15:30	16:40	17:50
②大橋三丁目	7:31	8:41	9:51	11:01	12:11	14:21	15:31	16:41	17:51
③宅屋口	7:32	8:42	9:52	11:02	12:12	14:22	15:32	16:42	17:52
④県道宅屋口	7:33	8:43	9:53	11:03	12:13	14:23	15:33	16:43	17:53
⑤高野郵便局前	7:34	8:44	9:54	11:04	12:14	14:24	15:34	16:44	17:54
⑥コミュニティセンター葉山	7:35	8:45	9:55	11:05	12:15	14:25	15:35	16:45	17:55
⑦小坂	7:35	8:45	9:55	11:05	12:15	14:25	15:35	16:45	17:55
⑧高野神社前	7:36	8:46	9:56	11:06	12:16	14:26	15:36	16:46	17:56
⑨林北	7:36	8:46	9:56	11:06	12:16	14:26	15:36	16:46	17:56
⑩葉山農協前	7:39	8:49	9:59	11:09	12:19	14:29	15:39	16:49	17:59
⑪今土公民館前	7:40	8:50	10:00	11:10	12:20	14:30	15:40	16:50	18:00
⑫新善光寺口	7:41	8:51	10:01	11:11	12:21	14:31	15:41	16:51	18:01
⑬林（予定）	7:42	8:52	10:02	11:12	12:22	14:32	15:42	16:52	18:02
⑭伊勢落（予定）	7:44	8:54	10:04	11:14	12:24	14:34	15:44	16:54	18:04
⑮日向山	7:47	8:57	10:07	11:17	12:27	14:37	15:47	16:57	18:07
⑯日本電産前	7:48	8:58	10:08	11:18	12:28	14:38	15:48	16:58	18:08
⑰北尾団地	7:49	8:59	10:09	11:19	12:29	14:39	15:49	16:59	18:09
⑱中浮気団地（予定）	7:52	9:02	10:12	11:22	12:32	14:42	15:52	17:02	18:12
⑲北の山（予定）	7:53	9:03	10:13	11:23	12:33	14:43	15:53	17:03	18:13
⑳六地蔵団地	7:55	9:05	10:15	11:25	12:35	14:45	15:55	17:05	18:15
㉑旧和中散本舗	7:55	9:05	10:15	11:25	12:35	14:45	15:55	17:05	18:15
㉒コミュニティセンター葉山東	7:56	9:06	10:16	11:26	12:36	14:46	15:56	17:06	18:16
㉓葉山東小学校前	7:57	9:07	10:17	11:27	12:37	14:47	15:57	17:07	18:17
㉔小野東町	7:58	9:08	10:18	11:28	12:38	14:48	15:58	17:08	18:18
㉕小野	7:58	9:08	10:18	11:28	12:38	14:48	15:58	17:08	18:18
㉖手原二丁目	7:59	9:09	10:19	11:29	12:39	14:49	15:59	17:09	18:19
㉗手原駅	8:01	9:11	10:21	11:31	12:41	14:51	16:01	17:11	18:21
㉘フレンドマート栗東店	8:02	9:12	10:22	11:32	12:42	14:52	16:02	17:12	18:22
㉙市役所前	8:04	9:14	10:24	11:34	12:44	14:54	16:04	17:14	18:24
㉘フレンドマート栗東店	8:05	9:15	10:25	11:35	12:45	14:55	16:05	17:15	18:25
㉛手原四丁目	8:06	9:16	10:26	11:36	12:46	14:56	16:06	17:16	18:26
①済生会病院	8:17	9:27	10:37	11:47	12:57	15:07	16:17	17:27	18:37

※現時点の案であり、事業者との協議を踏まえて変更する場合がある。